

松本市立病院建設基本設計業務委託特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名称 松本市立病院建設基本設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務
- (3) 履行期限 契約日より令和5年3月31日(金)まで  
※ 設計業務終了時に検査を実施し、設計図書等の引渡しを受けるものとする。
- (4) 適用  
本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については、「○」印が付いたものを適用する。

2 設計業務

- (1) 業務種別  
本業務の種別は以下による。  
なお、詳細は、(5)業務仕様による。  
○建築基本設計に関する標準業務      ○電気設備基本設計に関する標準業務  
○機械設備基本設計に関する標準業務      ○外構工事基本設計に関する標準業務

- (2) 工事費  
概算61億円(本体建設工事費、外構工事費、消費税含む)

(3) 計画施設概要

- ア 施設名称 松本市立病院
- イ 敷地の場所 松本市波田4417-178
- ウ 構造規模 (松本市立病院建設基本計画のとおり)

名称	仕様	面積(m <sup>2</sup> )	備考
敷地面積		約11,800m <sup>2</sup>	
新病院本体	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説(令和3年版)	延べ床面積 15,000m <sup>2</sup> 程度	
		建築面積 3,800m <sup>2</sup> 程度	
外構	駐車場 通路、歩道、側溝、植栽等	駐車場台数 450台程度	

(4) 設計の進め方

- ア 松本市業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。
- イ 別紙1の設計理念に基づいて設計を進める。
- ウ 業務を実施するにあたり、「松本市立病院建設基本計画」に基づいて設計を進めるとともに、公共建築としての目的意識をもって設計を行う。
- エ 受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うしなければならない。
- オ 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び各種設計の基準並びに標準図、資料等による。

- カ 業務に先だち、業務実施計画書（別紙2）を監督員に提出し、監督員の承認を得ること。管理技術者等は提出した業務実施計画書に基づき業務を進める。
  - キ 敷地を十分調査の上、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。  
また、設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む）については、書類にまとめて定期的に提出すること。
  - ク 基本設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進むこと。
  - ケ 設計の一部について他の専門事務所に協力を求める場合は、十分な能力を有するものを選定するとともに自らの責任において指導すること。また、(5)エに基づき協力事務所届を提出すること。
  - コ 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
  - サ 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
  - シ 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
  - ス 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡すこと。
  - セ 前項のほか、監督員の指示により白焼図を適宜提出すること。
  - ソ 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめること。
  - タ 工事特記仕様書は監督員との打ち合わせで決定する。
  - チ 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮し、監督員の指示により、3回程度（平面・立面・断面図確定時、構造仮定断面・設備方針確定時、基本設計業務完了時を予定）、概算工事費を提示すること。
  - ツ 各部門・各科ヒアリングを行い、基本設計レベルでの医療機器・情報機器との整合調整を行うこと。
  - テ 別途発注予定である地質調査業務、病院建設支援業務等の業務受注者との連携を図ること。
  - ト 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者との間で協議して定める。
- (5) 業務仕様
- ア 設計業務の内容及び範囲
    - (ア) 標準業務の内容及び範囲標準業務の内容は、次の a、b、c に掲げるものとし、以下の資料作成等を含むものとする。
      - ※ 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
      - ※ 建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成
      - ※ 工事費概算内訳書の作成
    - a 基本設計
      - 設計条件等の整理
      - 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
  - ※ 概算工事費は、全ての工事金額が推定できる内容とし、数量及び単価等についても明記すること。
- 基本設計内容の発注者への説明等
- b 実施設計
  - ・ 要求等の確認
  - ・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
  - ・ 実施設計方針の策定
  - ・ 実施設計図書の作成
  - ・ 既存施設及び敷地内構造物等の調査
  - ・ 実施設計内容の発注者への説明等
- c 設計意図の伝達
  - ・ 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
  - ・ 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等
- (イ) 対象外業務の有無
  - a 建築技術職員等の関与の有無
    - 有
    - ・ 無
  - b 資料提供等の有無
    - 提供する資料が少ない
    - ・ 類似の参考例がある
- (ウ) 追加業務の内容及び範囲
  - ・ 積算業務（設計書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
  - ・ 建築基準法に基づく確認申請手続業務
  - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
  - ・ 建築物エネルギー消費性能適合判定に係る業務
  - ・ グリーン購入法環境物品チェックリストの作成
  - 設計概要書の作成
    - ・ 環境配慮型建物チェックシートの作成
    - ・ リサイクル計画書の作成
  - 概略工事工程表の作成
  - その他必要な図面及び資料の作成、説明会等への出席

イ 準拠すべき基準等

(ア) 積算（最新版とする）

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説
- 公共建築工事積算基準等の運用・資料
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準

(イ) 仕様書（最新版とする）

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

(ウ) 図書

- 松本市ユニバーサルデザイン推進基本指針
- 松本市景観計画デザインマニュアル
- 松本市緑のデザインマニュアル
- 松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画
- 松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準
- 建築耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
- 医療福祉施設計画・設計のための法令ハンドブック（日本医療福祉建築協会）
- 病院設計ガイドライン（一般社団法人医療設備福祉協会）
- その他

ウ 成果物、提出部数等

(ア) 基本設計

a 建築

- |                      |             |          |
|----------------------|-------------|----------|
| ○計画説明書               | ○仕様概要書      | ○仕上概要表   |
| ○面積表及び求積図            | ○敷地案内図      | ○配置図     |
| ○平面図（各階）             | ○断面図        | ○立面図（各面） |
| ○日影図                 | ○防災計画図      | ○工事区分表   |
| ○仮設計画概要書             | ○工事手順図(参考図) | ○構造計画説明書 |
| ○構造設計概要書（荷重条件等含む）・伏図 |             | ○軸組図     |
| ○断面詳細図               | ○仮定部材リスト    | ○基礎構造図   |
| ○解体工事図面              | ○改修工事図      | ○その他     |

b 電気設備

- 電気設備計画説明書
- 電気設備設計概要書（各室与条件表）
- 配置図
- 各階平面図
- 各設備系統図
- 単線結線図
- 各設備プロット図
- 各設備機器配置図
- 機器表・改修工事図（配管切り回し工事等含む）
- インフラ図・その他

c 機械設備

- 機械設備計画説明書
- 配置図
- 各設備プロット図
- 各設備フロー図
- 改修工事図（配管切り回し工事等含む）
- 機械設備設計概要書（各室与条件表）
- 各階平面図
- 各設備機器配置図
- 空調ゾーニング図
- 各設備系統図
- 機器表
- インフラ図
- その他

d 昇降機設備

- 昇降機設備計画図（交通量計算含む）

e 外構

- 外構計画説明書
- 計画平面図
- その他
- 外構設計概要書
- 計画縦横断面図
- 排水計画平面図

f 工事費概算書

- 基本設計における工事費概算書（本体一式・外構・解体・改修・設備切り回し工事等を全て含む）

g その他

- 透視図等（鳥瞰図A2 2枚、額入りとする。画像データ共）
- イメージ動画（病院コンセプト・計画進捗・ウォークスルー等）3分×3本程度
- イメージスケッチ（内観・外観）10カット程度

h 資料

- 概算工事費計算書
- コスト縮減検討書
- 各種技術資料
- 負荷計算書
- 環境対策検討書
- 各記録書
- ランニングコスト計算書
- ユニバーサルデザイン検討書

(イ) 提出部数等

- ・提出部数、様式、縮尺等については監督員の指示による。
- ・CAD(原則SXF形式とするが、監督職員の指示により他の形式での提出も対応する。)及びPDFの図面データをDVD-Rにまとめて提出する。

(ウ) 留意事項

- a 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に監督員の承認を得る。
- b 積算は、監督員の承認を得た設計図をもって行うこととし、国土交通省監修公共建築工事積算基準(最新版)等による。
- c 単価は、積算基準等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考に、適正な価格を採用する。  
採用する単価について一覧表を作成し、監督員の承認を得る。  
また、刊行物掲載の単価を採用した場合、その刊行物を提出すること。  
見積り先は原則3者程度とし、監督員との協議による。
- d 設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員の承認を受けるものとする。
- e 特殊基礎他、特殊な工法・構造を採用する場合は、工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し、提出すること。
- f 地質調査結果については、別途提供するものとする。
- g その他、関係法令による各種許可書及び届出書、関係機関等との打合せ記録、

交付金の申請に係る関係書類等を必要に応じて提出する。

- h イメージ動画は、病院関係者及び来訪者への説明用に、病院内のデジタルサイネージ等で病院建設プロジェクトのコンセプト、進捗、ウォークスルー等を公開する目的で作成する。作成時期は監督員の指示により、設計の進捗に合わせて3回程度とする。

#### エ 協力事務所届等の提出

- (ア) 業務の一部について他の協力事務所に再委託しようとする場合には、速やかに協力事務所届を提出すること。

また、協力事務所との契約書の写しを当該業務着手前に提出すること。

- (イ) 協力事務所の選定

協力事務所の選定にあたっては、それぞれ次の要件を満たすものであること。

- a 建築事務所

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録を受けていること。

- (b) 配置する担当者は、建築士法上、当該対象物件に適応できるものであること。

- b 設備事務所

次のいずれかの事務所であること。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士または建築設備士が1名以上所属していること。

- (b) 松本市入札参加資格者名簿に登録されていること。または、同等規模以上の実績を有することが確認できること。

#### オ 建設副産物対策

受注者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとする。

#### カ その他特記事項

受注者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、委託者の承認を得なければならない。

### 3 担当

松本市病院局事務部 病院建設課

〒390-1401 長野県松本市波田4417-180

TEL 0263-92-6011

FAX 0263-92-6021

E-Mail [byoin-kensetsu@city.matsumoto.lg.jp](mailto:byoin-kensetsu@city.matsumoto.lg.jp)

## 別紙1

### 設計理念

#### 1 総則

- (1) 地域医の医療ニーズの変化や医療の高度化など、将来の医療環境の変化に対応できるよう、中・長期的な視点を取り入れた柔軟性・拡張性のある施設整備
- (2) イニシャルコストやランニングコストの低減を考慮し、建物の高断熱化、高气密化による空調負荷低減を図るほか、省電力・長寿命化の照明の採用等、エネルギー効率が良く、維持管理費が抑えられ、経済性、耐久性に優れたメンテナンスの容易な材料を使用した施設整備
- (3) 全人的全人生医療の提供を行える多機能体制の構築及び、松本広域圏で唯一の感染症指定医療機関としての施設整備

#### 2 建設用地

病院建設用地の周辺部の緑地や街並み、住宅に配慮し、以下の事項を勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。

#### 3 病院施設

病院施設は、新病院の目指す姿の各整備方針の観点から、以下の事項を勘案して設計する。  
(詳細は基本計画を参照すること。)

##### (1) 地域医療を支える病院

ア 地域に求められる質の高い医療が提供できる施設

- (ア) 総合的なリハビリテーションを提供できる施設
- (イ) 診療密度の高い医療を提供できる病棟整備
- (ウ) 在宅医療支援機能の充実を目指した施設
- (エ) 地域に求められる緩和ケア医療の提供ができる個室化の整備
- (オ) 健診機能の充実を図るため、健康管理センターを設置

イ 機能的で使いやすい施設

- (ア) 部門間の連携を考慮した効率的な部門配置
- (イ) 患者動線と職員動線、供給動線の分離
- (ウ) 感染対策、ベッドコントロールを考慮した個室化を基本とした病棟整備

ウ 災害発生時の機能を強化した施設

- (ア) 災害対応病院として災害に強い建物構造
- (イ) 災害発生時において自立的に医療機能が継続できるような施設整備
- (ウ) 再生可能エネルギーの利用、コージェネレーションシステムの導入、地下水利用

## の可能性の検討

- エ 市立診療所とのネットワーク化
  - (ア) 市立診療所の将来的な病院局での運営
  - (イ) 市立診療所の診療活動を支援できるような医療情報システムの整備
- (2) 保健・介護・福祉分野と連携した病院
  - ア 関係機関との連携を意識した施設
    - (ア) 地域連携や医療福祉相談等の機能を集約し、訪問看護ステーション等を近接配置した患者サポートセンターの設置
- (3) 患者中心の「満足と安心」・「権利と安全」に配慮した病院
  - ア 患者アメニティの確保と患者プライバシーの保護
    - (ア) 患者のプライバシーを保護できる療養環境やベッドコントロールの容易さ、感染対策を考慮し、個室を基本とした病室の整備
  - イ ユニバーサルデザインの導入とバリアフリー化
    - (ア) 小児や高齢者、障がい者等のすべての人に優しく、使いやすい施設
    - (イ) 世界標準のサインや多言語による案内表示、説明書・同意書の推進
  - ウ 利便性への配慮
    - (ア) 受付から会計までの患者動線のワンウェイ化
    - (イ) 関連する部門の近接配置
    - (ウ) 患者搬送、車椅子利用者の安全に配慮した廊下幅
- エ 相談機能の充実
  - (ア) 患者・家族が落ち着いた環境で診療内容について説明を受けられるプライバシーの保護に十分配慮した説明室・相談室等の環境整備
  - (イ) 入院、退院支援や医療連携、患者相談集約化した患者サポートセンターの設置
- (4) 医療従事者に選ばれる病院
  - ア 働きやすい魅力的な施設環境の整備
    - (ア) 患者動線と職員動線を分離し、各部門の効率的な配置
    - (イ) 当直室、休憩室等の適正配置
    - (ウ) カンファレンスルーム、利便サービス機能の充実及び院内保育所の設置
  - イ 教育研修機能の充実
    - (ア) 臨床研修医や学生実習生の医療技術向上を図る研修実習室、控室等の施設整備
    - (イ) 職員用図書室、医療情報システムの整備充実
- (5) 将来にわたり安定的に持続可能な病院
  - ア 医療環境変化への対応とライフサイクルコストの低減
    - (ア) 柔軟性・拡張性のある施設
    - (イ) イニシャルコスト、ランニングコストの低減
    - (ウ) 高断熱、高气密化による空調負荷軽減
    - (エ) 省電力、長寿命化の照明の採用
    - (オ) エネルギー効率が良く、維持管理費が抑えられる設備の整備
    - (カ) 経済性、耐久性に優れたメンテナンスが容易な材料の採用
  - イ 環境との調和
    - (ア) ゼロカーボンの推進、省エネルギー化や省資源化、県産材の使用、太陽光発電、太陽熱利用、温度差熱（地中熱）利用、木質バイオマス熱利用等の再生可能エネルギーの活用



ウ DX・デジタル化

- (7) 情報の共有化、医療業務の効率化、臨床データベースの活用等を顧慮したICT環境の充実

## 別紙2

### 業務実施計画書作成要領

#### 1 業務実施計画

業務実施計画は契約図書の確認及び現地調査に基づき、履行期間内に契約図書に定められた業務を適正に実施する方法等を業務に先だち具体的に決めることであり、業務実施の基本となるものである。

また、立地条件、用途、構造、規模等の設計と条件がそれぞれ異なるので、計画にあたってはそれらの条件を十分に把握するとともに多角的に調査したうえで作成し、監督員に報告すること。

##### (1) 業務実施工程表

原則、業務実施工程表を作成する。

##### (2) 業務管理体制系統図

契約図書に定められた、管理技術者、主任担当技術者等の責任者を定めた、業務管理体制系統図を作成する。

##### (3) 総合業務実施計画書

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定めた、総合的な実施計画書を作成する。

#### 2 業務実施計画書の内容

建築設計業務実施計画書の記載事項は概ね次のとおりである。

##### (1) 準拠する基準等

##### (2) 業務実施工程表

##### (3) 受注者管理体制系統図

##### (4) 総合業務実施計画書（業務の全般的な進め方、業務実施方法、業務管理方針等）

##### (5) 使用する構造計算プログラム

##### (6) 建築士事務所登録の状況（建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

##### (7) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合確認が必要な設計については、その氏名及び所属する建築士事務所名（資格証及び建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）